第三類				
	二三・〇一		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	ＣＴＨ
	二三・〇二		ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
	二三・〇三		でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
	二三・〇四	二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
	二三・〇五	二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
	二三・〇六		その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	ＣＴＨ
	二三・〇七	二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	ＣＴＨ
	二三・〇八	二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ
第二四類				
	二三・〇九		飼料用に供する種類の調製品	ＬＶＣ四十パーセント
			たばこ及び製造たばこ代用品	
	二四・〇一		たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	
		二四〇一・一〇	たばこ（骨を除いてないものに限る。）	ＣＣ
		二四〇一・二〇	たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）	ＣＣ
		二四〇一・三〇	くずたばこ	ＣＴＳＨ
	二四・〇二		葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	ＣＴＨ
	二四・〇三		その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	ＣＴＨ
第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）				
第二五類				
			塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	ＣＣ
	二五・〇一	二五〇一・〇〇	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	ＣＣ

二五・〇二	二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	ＣＣ	
二五・〇三	二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	ＣＣ	
二五・〇四		天然黒鉛	ＣＣ	
二五・〇五		天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	ＣＣ	
二五・〇六		石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
二五・〇七	二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
二五・〇八		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスバンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	ＣＣ	
二五・〇九	二五〇九・〇〇	白亜	ＣＣ	
二五・一七		小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロス（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一六項又は第二五・一七項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		
二五・一七・二〇		スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
二五一七・三〇		タールマカダム	ＣＣ	
		第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		
二五一七・四一		大理石のもの	ＣＣ	
二五一七・四九		その他のもの	ＣＣ	
		ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないかを問わない。）及びドロマイトライミングミックス	ＣＣ	
二五・一八		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	ＣＣ	
二五・一九				